

2017年 11月 28日

大阪府議会議長 様

大阪府福祉医療費助成制度における精神病床入院の扱いに関する請願書

平成29年2月定例府議会で、大阪府福祉医療費助成制度の改定内容を盛り込んだ大阪府予算が可決成立しました。その後、現在までの間に、当該施策の実施団体である市町村において、府の改定内容をふまえた制度（条例）改定作業が進められているところです。

今般、この制度改定にあたって、大阪府が「現行制度を維持する」としていた、ひとり親家庭医療費助成制度・乳幼児医療費助成制度において、関係団体等に何ら説明をすることなく、「精神病床入院に関しては当該制度から除外する」という内容を大阪府の広報紙である「府政だより」等で公表しました。

また、重度障害者医療費助成制度においては、精神病床への入院の取り扱いについて「3月限度での助成が望ましい」としながらも、2018年4月の改定制度施行を前にして、現在に至っても今なお改善策を明らかに示していません。

このような事態のもとで大阪府は、府民や助成対象者に対して、医療費助成制度の主旨や変更事項等を十分理解できるよう説明責任を果たすべきです。

つきましては、こうした大阪府の無責任な姿勢を改めるとともに、府民にとって「命綱」であり必要な医療費助成対象から排除されないことがないように下記事項を速やかに実施するよう、強く求めます。

請願事項

1. ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度について、精神病床入院を制度対象から排除することなく、2018年4月以降も継続して制度の対象とすること。
2. 重度障害者医療費助成制度について、大阪府自らが「3月限定での助成が望ましい」と表明していることに鑑み、3か月間の入院費について早急に助成対象とすること。
3. 経過措置3年の期日が来てもなお上記項目2の助成が実施されない場合、制度実施に至るまでの間、重度障害者医療費助成制度の精神病床入院時の経過措置を継続すること。

以上

紹介議員

請願者

住所 大阪府大阪市浪速区幸町 1-2-33
氏名 大阪府保険医協会
理事長 高本 英司